

# 年金制度はどう変わる？

## 2015年10月から被用者年金制度が一元化されます

### 第4回 新3階部分「退職等年金給付」

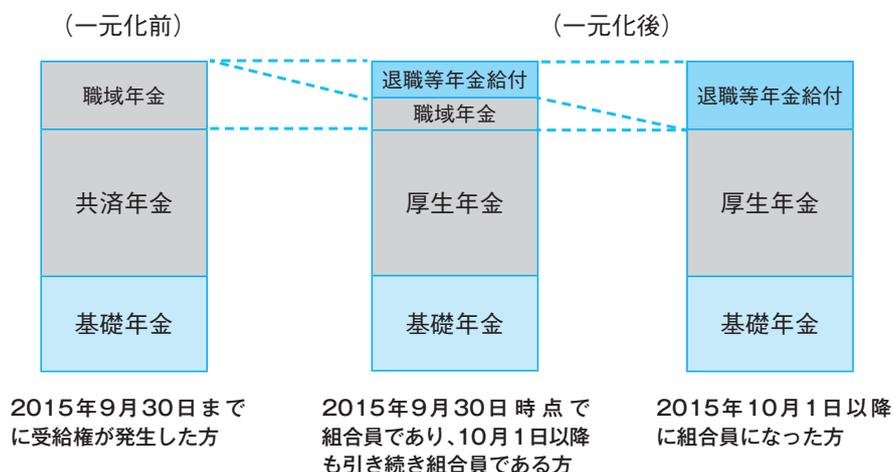
今回は、6月号で説明しました一元化後に創設される新3階部分の「退職等年金給付」と旧3階部分の職域年金との関係について説明します。

#### 〈年金給付のイメージ〉

一元化前までに受給権が発生した方については、これまでどおり職域年金が支給されます。

現在、組合員の方で一元化後に受給権が発生する方には、10月1日より前の組合員期間に対応する職域年金と10月1日以後の組合員期間に対応する退職等年金給付がそれぞれ支給されます。

10月1日以降に公務員になられた方については、退職等年金給付のみが支給されます。



2015年9月30日まで  
に受給権が発生した方

2015年9月30日時点で  
組合員であり、10月1日以降  
も引き続き組合員である方

2015年10月1日以降  
に組合員になった方

#### 〈職域年金と退職等年金給付の違い〉

	職域年金	退職等年金給付
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式 (現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクあり)	積立方式 将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式 (現役世代の減少による影響を受けない)
給付設計	従来の確定給付型 現役世代の報酬の一定割合を給付水準とする方式 (年金原資の運用環境の悪化により、運用実績が想定利回りを下回った場合、保険料の上昇リスクあり)	キャッシュバランス型 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式 (年金原資の運用環境が悪化した場合、給付水準も低下するので、保険料の上昇リスクが小さい)
保険料率	保険料率の上限なし 賦課方式、確定給付型という制度設計に加え、保険料率の上限がないため、保険料率の上昇に歯止めがかけられないリスクあり	保険料率の上限(1.5%)を設定 そもそも保険料の上昇リスクが少ない制度設計であることに加え、保険料率の上限を設定している

〈お問合せ先〉 年金課 TEL 082-545-8555